

第2期山鹿市いのちを支える 自殺対策計画

誰も自殺に追い込まれることのない
「いのちを支える山鹿市」の実現を目指して

山 鹿 市

はじめに



山鹿市では、国の自殺対策大綱及び熊本県自殺対策推進計画を踏まえ、平成31年3月に「第1期山鹿市いのちを支える自殺対策計画」を策定、令和元年度から5ヶ年を計画期間として自殺対策に取り組んでまいりました。

この間、自殺者数は、減少傾向ではありましたが、自殺死亡率・年間自殺者数ともに目標値を上回っている状況です。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立など様々な社会的要因があると言われております。

このため、自殺対策は、母子保健、精神保健、介護保険、障害福祉に加え、保育や学校等の関係者及び生活を支える相談窓口など、様々な関係機関と連携を図りながら進めていくことが求められます。

今回、第2期の計画策定にあたりましては、上記に示しました関係機関との連携の強化と、ゲートキーパー養成講座をはじめ市民の皆様と一体となった具体的な取組を重視いたしました。

また、私たち一人一人が自殺に関心を持ち、地域全体で自殺防止の取組ができるよう日頃からの啓発も大切な活動と考えております。

本市におきましては、本年3月に健幸都市宣言を行い、赤ちゃんから高齢者まであらゆる年代の方が、誰でも健やかで幸せに暮らせる山鹿市を目指しております。この健幸都市宣言が浸透することで、自殺者数の減少にもつながることを大きく期待するところでございます。

結びに、第2期計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やお力添えをいただきました鹿本地域精神保健福祉連絡会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年4月
山鹿市長 早田 順一

目次

第1章 計画策定の背景

| | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 計画策定の背景 | P 1 |
| 2 | 計画の位置付け | P 2 |
| 3 | 計画の期間 | P 2 |
| 4 | 計画の数値目標 | P 3 |

第2章 第1期計画期間における山鹿市の自殺の状況と傾向

| | | |
|----|-----------------|-------|
| 1 | 人口の推移 | P 4 |
| 2 | 自殺者数と自殺死亡率の推移 | P 5 |
| 3 | 全国から見た山鹿市の自殺の状況 | P 6 |
| 4 | 男女別・年代別の自殺の状況 | P 6 |
| 5 | 山鹿市の死亡状況 | P 7 |
| 6 | 自殺の原因状況 | P 9 |
| 7 | 自殺の場所状況 | P 9 |
| 8 | 自殺者の同居人の有無 | P 9 |
| 9 | 自殺企図（手段） | P 1 0 |
| 10 | 職業別自殺状況 | P 1 0 |
| 11 | 自殺未遂状況 | P 1 0 |
| 12 | 山鹿市における自殺の特徴 | P 1 1 |
| 13 | 山鹿市における自殺の傾向 | P 1 1 |

第3章 自殺対策における取組と関連する生きる支援

| | | |
|---|---|-------|
| 1 | 自殺対策の方針と施策 | P 1 2 |
| 2 | 基本施策 | |
| | Ⅰ 地域におけるネットワークの強化 | P 1 3 |
| | Ⅱ 自殺対策を支える人材の育成 | P 1 4 |
| | Ⅲ 市民への啓発と周知 | P 1 5 |
| | Ⅳ 子どもから高齢者まで（ライフステージに応じた）心の健康を支援する環境づくり | P 1 7 |
| 3 | 重点施策 | |
| | Ⅰ 各年代に応じた自殺対策の推進 | P 1 9 |
| | Ⅱ 生活困窮者支援と自殺対策の連動 | P 2 2 |
| | Ⅲ 勤務問題における自殺対策の推進 | P 2 5 |

第4章 自殺対策の推進体制

第5章 計画の目標指標

第1章 計画策定の背景

1 計画策定の背景

我が国の自殺対策は、平成18年度に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」と認識されがちだった自殺は「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から平成24年度には2万人台へと減少するなど、効果を上げてきました。

その後、平成28年4月に施行された改正自殺対策基本法では、自殺対策における地域間格差をなくし、誰もが「生きることの包括的支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けることができるように、すべての都道府県、市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの影響を強く受けた自殺者数は11年ぶりに増加に転じ、依然として2万人を超える状況が続いています。そして、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、先進7か国（日本、フランス、アメリカ合衆国、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ）の中で最も高くなっています。

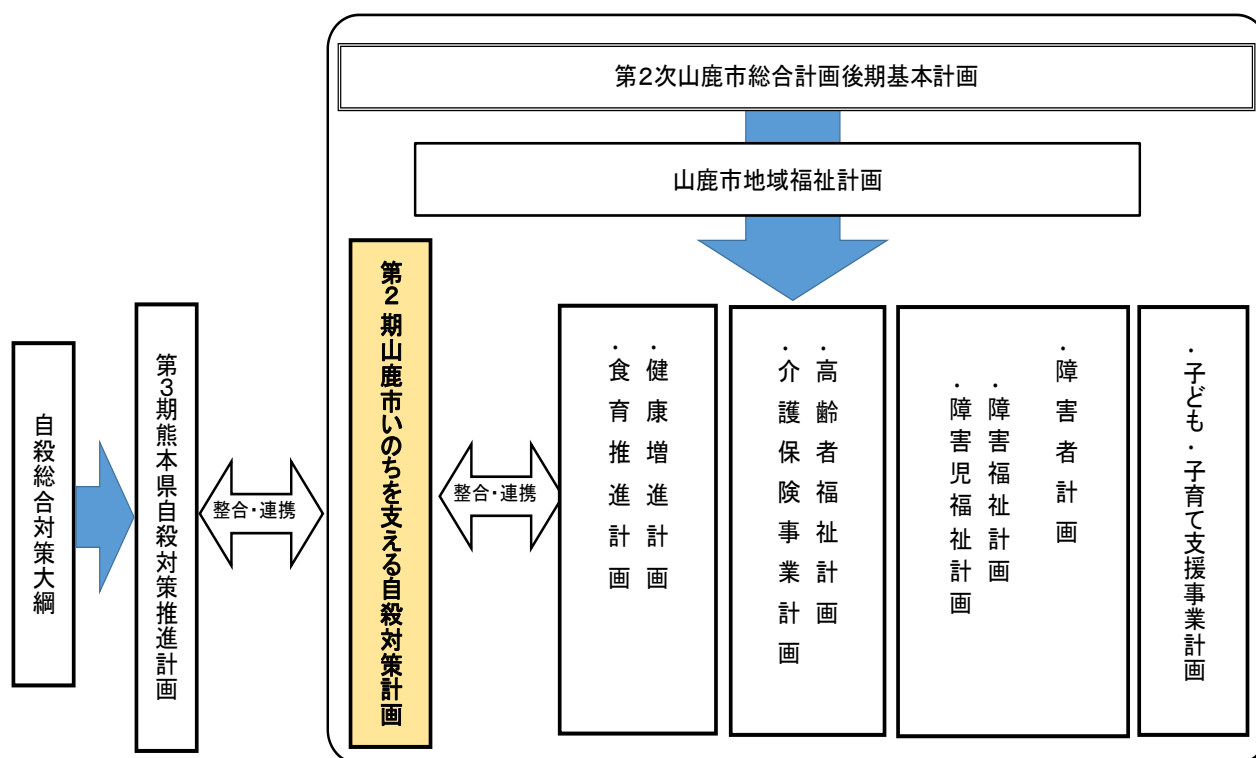
このような中、令和4年10月には、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策における基本認識や推進すべき重点施策を掲げる「自殺総合対策大綱」が見直され、閣議決定されました。この見直しでは、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などが新たに追加され、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を目指すものとされました。

山鹿市では、平成31年3月に「山鹿市いのちを支える自殺対策計画」を策定し、山鹿市における自殺を取り巻く課題の把握と「生きることの包括的支援」としての自殺対策の総合的かつ効果的な推進を図ってきました。このたび、計画期間が満了することを受け「第2期山鹿市いのちを支える自殺対策計画」を策定し、より一層の充実を図っていくものです。

2 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画「第2次山鹿市総合計画後期基本計画」、地域福祉に関する事項を具体化する「山鹿市地域福祉計画」を基本とし、健康増進計画や高齢者福祉計画をはじめとする関連分野の計画と整合性を持ち、自殺対策に関連する他の計画との連携を図るものです。

図1：計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間を計画期間とします。

なお、計画期間中に進捗状況等に変化が生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。第3期熊本県自殺対策推進計画は、令和5年度から自殺総合対策大綱の見直しが予定されている令和9年度までの5年間としていますが、本市の計画期間は、地域福祉計画や健康増進計画等との整合性（調和・連携）を図るため、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間を計画期間とします。

進捗管理については、毎年度山鹿市自殺対策推進会議及び鹿本地域精神保健福祉連絡会において報告及び意見の聴取をすることにより行うこととします。

4 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。そのためには、対策を通じて実現を目指す具体的な数値目標等を定めるとともに、各々の取組がどのような効果を挙げたかという、個々の取組の成果についても検証と評価を行い、必要に応じて取組内容の見直しを図っていくことが求められます。

国は、平成29年7月に閣議決定した自殺総合対策大綱において、令和8年（2026年）までに自殺死亡率为平成27年と比べて30%以上減少させることを目標として定めています。

熊本県においても、第3期熊本県自殺対策推進計画の中で、令和8年までに自殺死亡率为平成27年と比べて34.7%以上減少させることを目標として定めています。

こうした国及び熊本県の方針を踏まえ、本市においては平成30年から令和4年までの自殺死亡率（平均値）が26.0人、年間自殺者数（平均値）が13.4人であったことから、令和10年までに自殺死亡率为30%以上減少、年間自殺者数を9人以下まで減少させることを目標とします。

表1：自殺対策を通じて達成すべき山鹿市の目標値

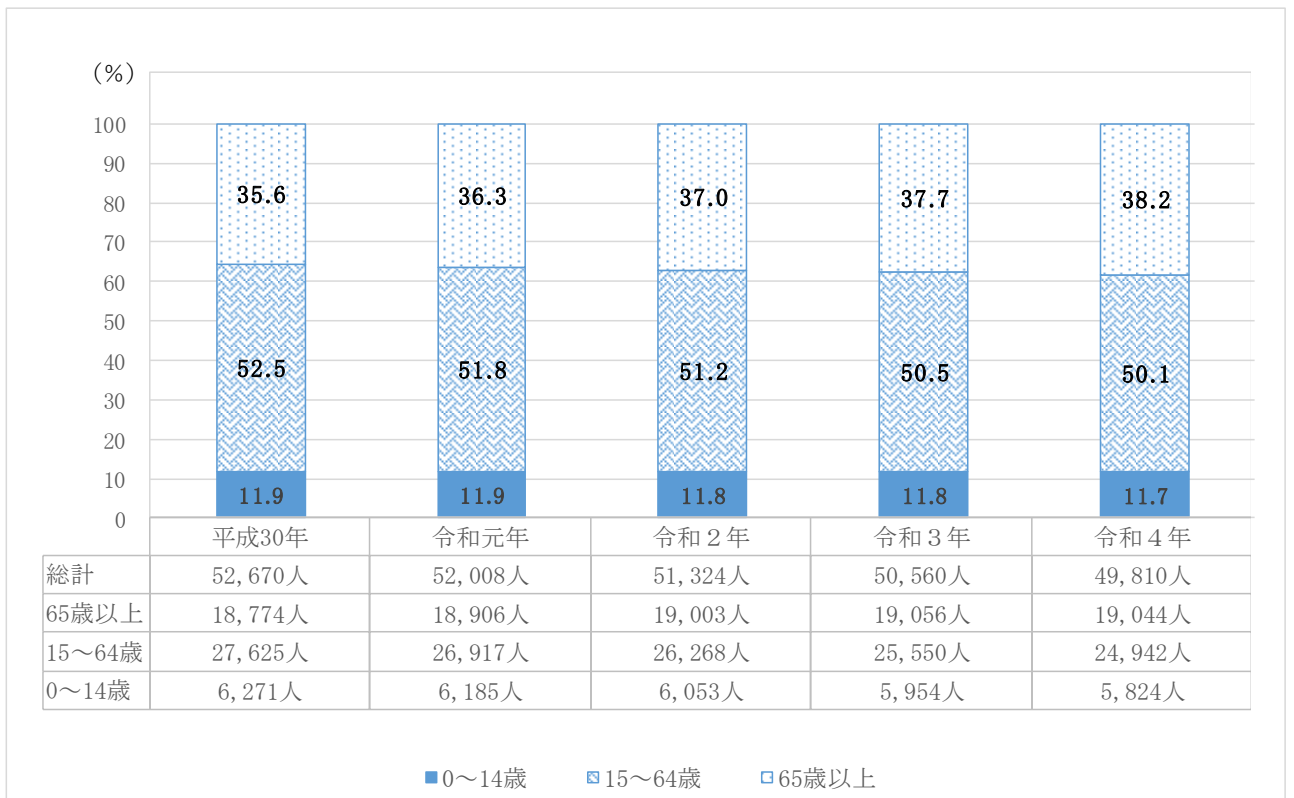
| | 現状値：平成30～令和4年 | 目標値：令和10年 |
|----------------------|---------------|-----------|
| 自殺死亡率 (人口10万人当たり) | 26.0人 | 18.2人以下 |
| 年間自殺者数(※) | 13.4人 | 9人以下 |

(※) 自殺者数及び自殺死亡率算出の基となる統計は、警察庁「自殺統計」(自殺日・住居地)による算出

第2章 第1期計画期間における 山鹿市の自殺の状況と傾向

1 人口の推移

図2：山鹿市の人口構成の推移



出典：山鹿市住基情報 各年3月31日の時点

総人口は、平成30年の52,670人から令和4年には49,810人へと減少しています。

年齢別構成比では、「年少人口（0～14歳）」「生産年齢人口（15～64歳）」が減少していますが、「老年人口（65歳以上）」は、増加しています。

今後もこのような傾向が続き、より一層少子高齢化が顕著となることが見込まれます。

2 自殺者数と自殺死亡率の推移

山鹿市の自殺者数は、平成30年から令和4年までの5年間の総数が67人で、各年により増減は見られますが、年間10人以上の自殺者があります。この間の自殺死亡率は人口10万人当たり平均で26.0人となり、これは国・熊本県の自殺死亡率を上回る死亡率となっています。

以下出典：熊本県の自殺の概要（確定値）

表2：自殺者数および自殺死亡率の推移（平成30年～令和4年）

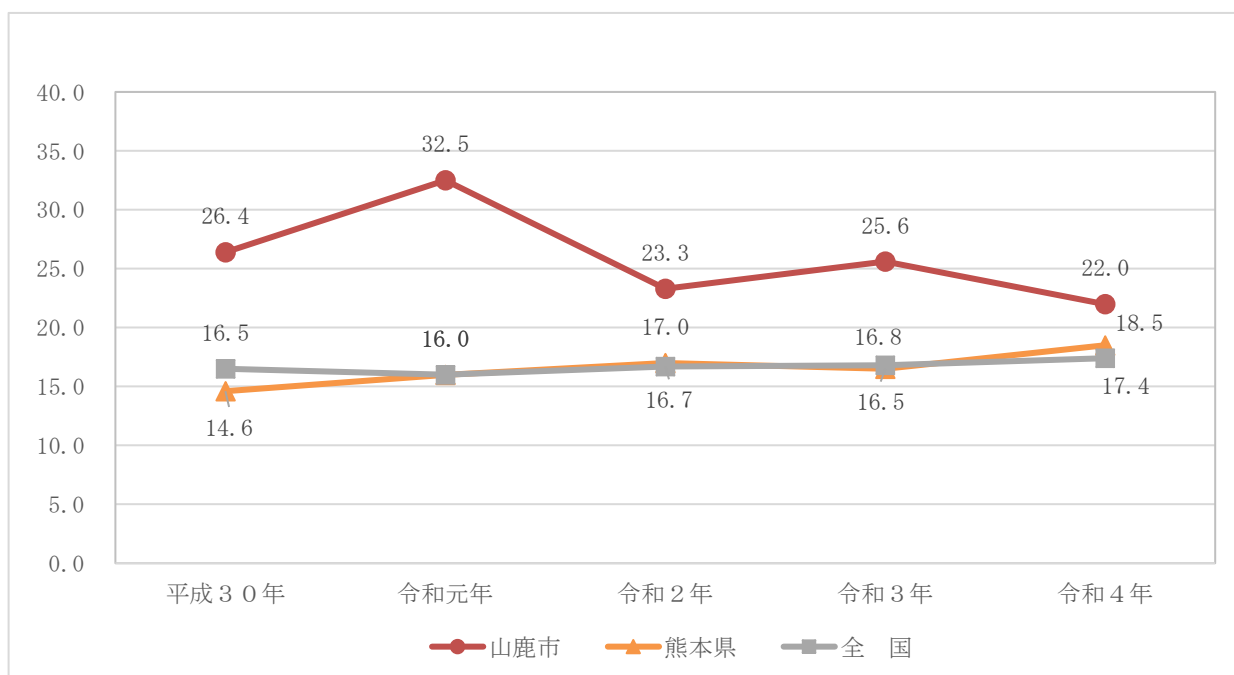
単位：人

| | | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 合計 | 平均 |
|-----|-------|-------|------|------|------|------|----|------|
| 山鹿市 | 自殺者数 | 14 | 17 | 12 | 13 | 11 | 67 | 13.4 |
| | 自殺死亡率 | 26.4 | 32.5 | 23.3 | 25.6 | 22.0 | — | 26.0 |
| 熊本県 | 自殺死亡率 | 14.6 | 16.0 | 17.0 | 16.5 | 18.5 | — | 16.5 |
| 全国 | 自殺死亡率 | 16.5 | 16.0 | 16.7 | 16.8 | 17.4 | — | 16.7 |

※自殺死亡率・・・人口10万人当たりの自殺者数（自殺者数÷人口×10万人）

図3：自殺死亡率の推移（平成30年～令和4年）

単位：人



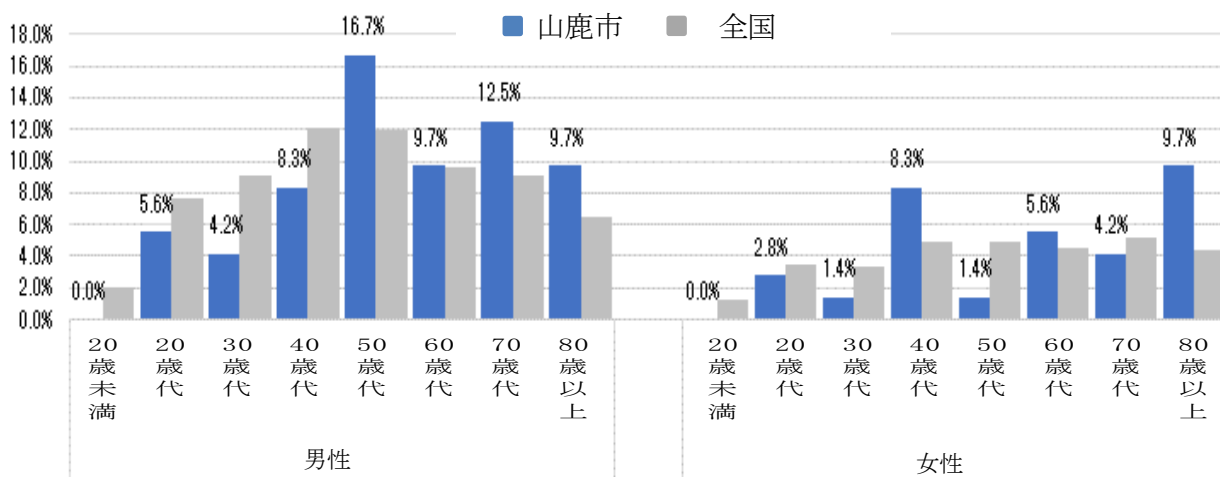
※自殺死亡率・・・人口10万人当たりの自殺者数（自殺者数÷人口×10万人）

3 全国から見た山鹿市の自殺の状況

全国と山鹿市の比較では、男女とも若年の自殺率は全国が高い状況です。高齢になるにつれ本市が高くなります。

年代別では、男性は特に50歳代、女性では80歳以上が高い状況です。

図4：男女別・年代別割合（平成29年～令和3年）



出典：熊本県「保健所別・市町村別平成27年～令和4年自殺統計」

4 男女別・年代別の自殺の状況

山鹿市では、男女別では女性より男性が多く、年代別では、80歳以上が26.9%と最も高く、次いで、40代・60代・70代が14.9%、50代が13.4%の順となっています。

図5：男女別割合

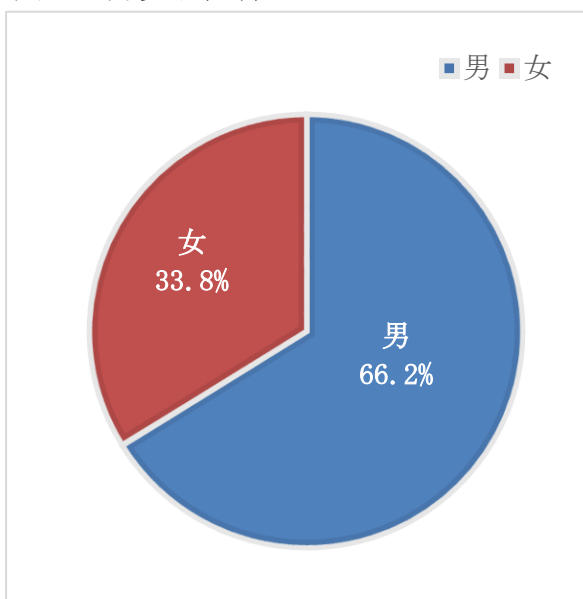
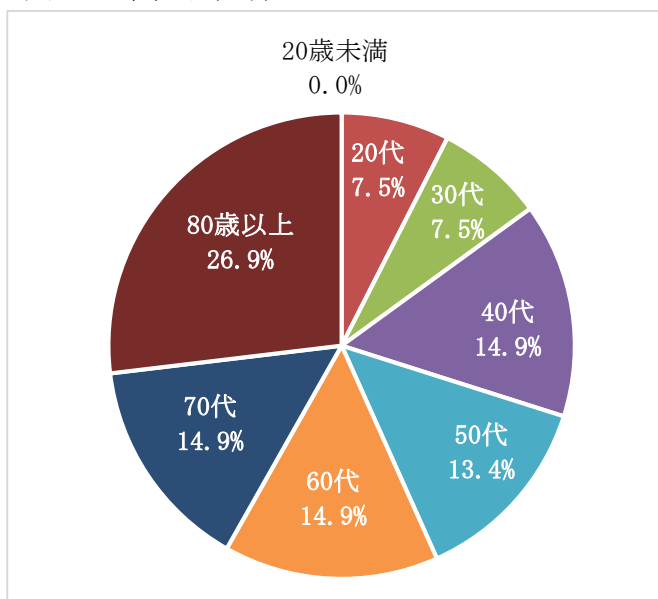


図6：年代別割合



出典：熊本県人口動態調査報告（平成30年～令和4年）

5 山鹿市の死亡状況

山鹿市の死亡者数をみると、平成28年から令和3年までの6年間で4,891人です。死因となった病気別にみると「悪性新生物（がん）」が1,147人（23.5%）と最も多く「心疾患（高血圧性を除く）」が834人（17.1%）、「肺炎」が492人（10.1%）と続きます。（下表参照）

自殺は、81人（1.7%）で全体の8位となっています。

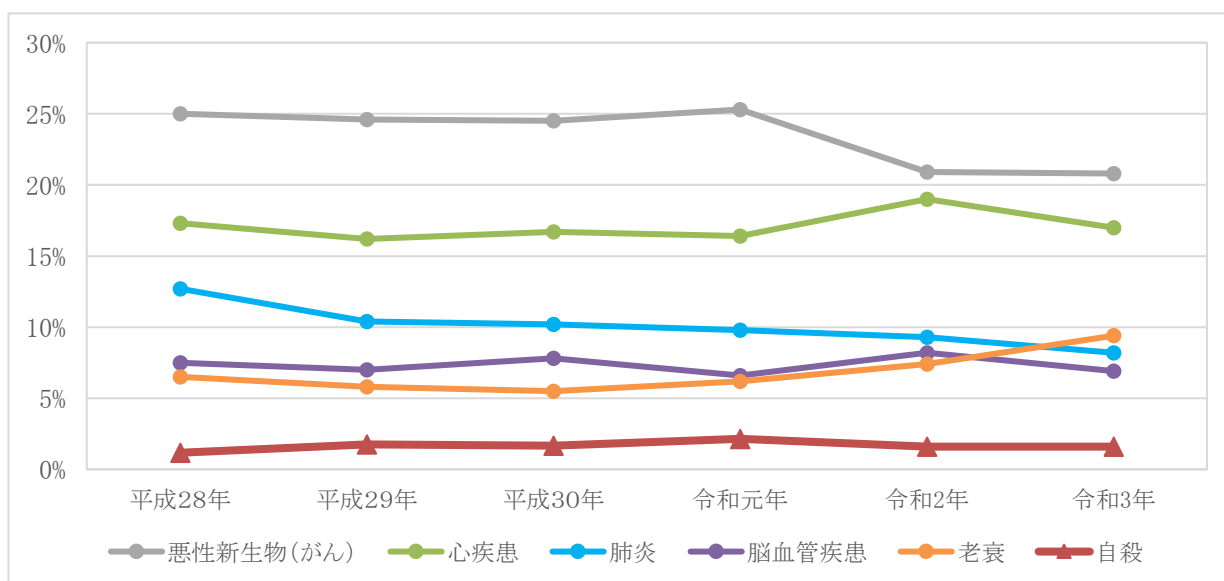
表3：平成28年から令和3年までの6年間累計（全年代）

上段：人
下段：%

| 順位 | 死亡原因 | 合計 | 男性 | 女性 |
|------|------------------|-------|-------|-------|
| 1位 | 悪性新生物 (がん) | 1,147 | 678 | 469 |
| | | 23.5 | 28.6 | 18.6 |
| 2位 | 心疾患 (高血圧性を除く) | 834 | 350 | 484 |
| | | 17.1 | 14.7 | 19.2 |
| 3位 | 肺炎 | 492 | 254 | 238 |
| | | 10.1 | 10.7 | 9.5 |
| 4位 | 脳血管疾患 | 358 | 158 | 200 |
| | | 6.8 | 3.5 | 9.9 |
| 5位 | 老衰 | 331 | 83 | 248 |
| | | 6.8 | 3.5 | 9.9 |
| 6位 | 不慮の事故 | 184 | 97 | 87 |
| | | 3.8 | 4.1 | 3.5 |
| 7位 | 腎不全 | 110 | 43 | 67 |
| | | 2.2 | 1.8 | 2.7 |
| 8位 | 自殺 | 81 | 51 | 30 |
| | | 1.7 | 2.2 | 1.2 |
| 死亡総計 | | 4,891 | 2,374 | 2,517 |

出典：熊本県人口動態調査報告

図7：主な死因死亡率の推移（全世代）



出典：熊本県人口動態調査報告

主な死因別死亡率の推移では、悪性新生物（がん）が上位を占めています。

2番目は心疾患で、老衰が3番目と徐々に増えています。

次に、早世予防の視点から、平成28年から令和3年までの6年間の64歳以下死亡原因別状況を見てみると、第1位が「悪性新生物（がん）」103人（30.2%）、第2位が「心疾患（高血圧性を除く）」55人（16.1%）、第3位が「自殺」39人（11.4%）となっており、男女別でも同様の順位となっています。

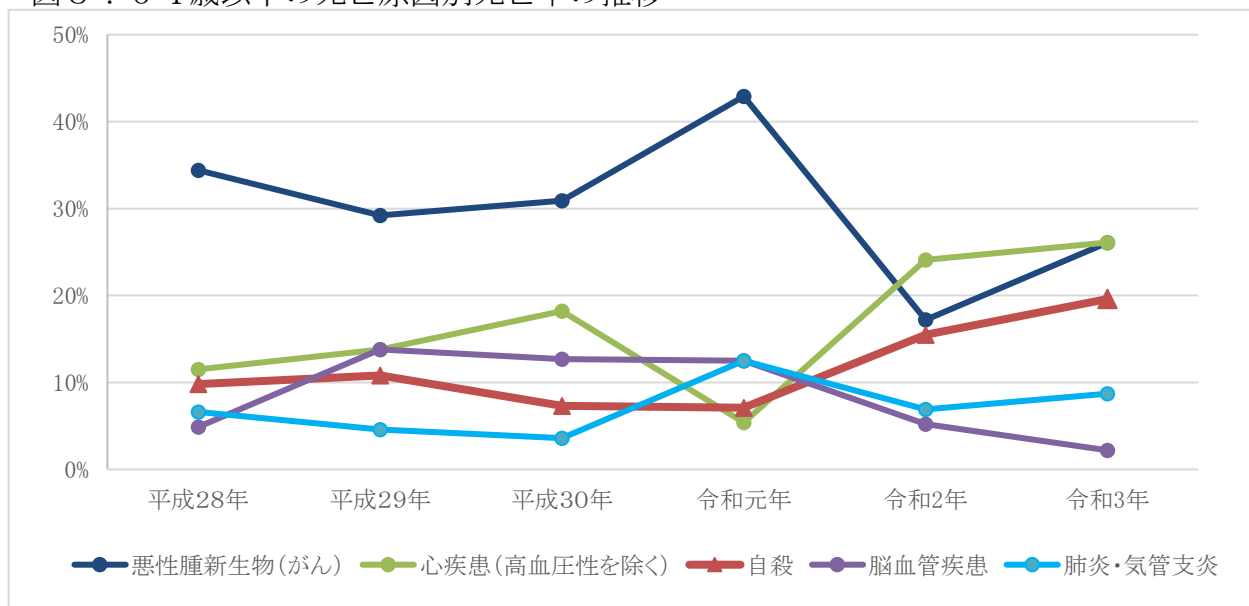
表4：64歳以下の死亡原因別死亡状況

| 順位 | 死亡原因 | 合計 | 上段：人 下段：% | |
|------|------------------|------|--------------|------|
| | | | 男性 | 女性 |
| 1位 | 悪性新生物 (がん) | 103 | 60 | 43 |
| | | 30.2 | 27.5 | 35.0 |
| 2位 | 心疾患 (高血圧性を除く) | 55 | 41 | 14 |
| | | 16.1 | 18.8 | 11.4 |
| 3位 | 自殺 | 39 | 26 | 13 |
| | | 11.4 | 11.9 | 10.6 |
| 4位 | 脳血管疾患 | 30 | 21 | 9 |
| | | 8.8 | 9.6 | 7.3 |
| 5位 | 肺炎・気管支炎 | 24 | 13 | 11 |
| | | 7.0 | 6.0 | 8.9 |
| 死亡総計 | | 341 | 218 | 123 |

出典：山鹿市人口動態統計

また、64歳以下の死亡原因別死亡率の推移を見てみると、「悪性新生物（がん）」が首位を占めていますやや減少傾向にあります。「心疾患（高血圧性を除く）」、「自殺」については、増加しています。

図8：64歳以下の死亡原因別死亡率の推移

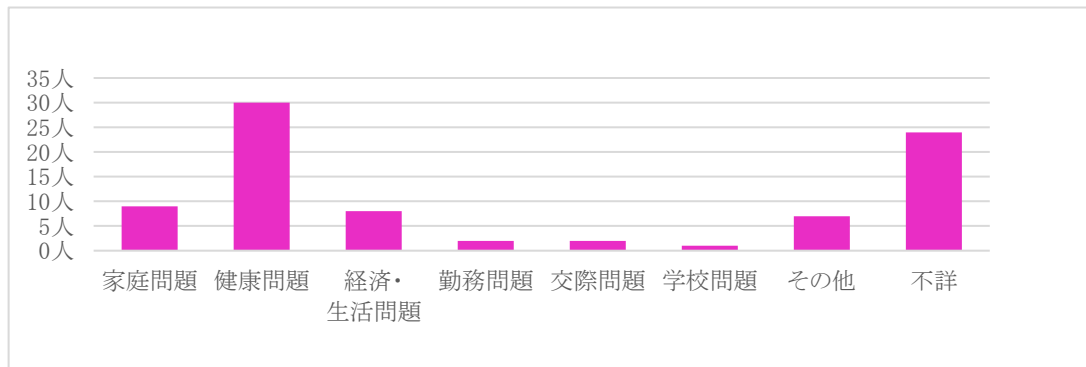


出典：山鹿市人口動態統計

6 自殺の原因状況

自殺の原因は、複数ありますが、「健康問題」が多い状況です。

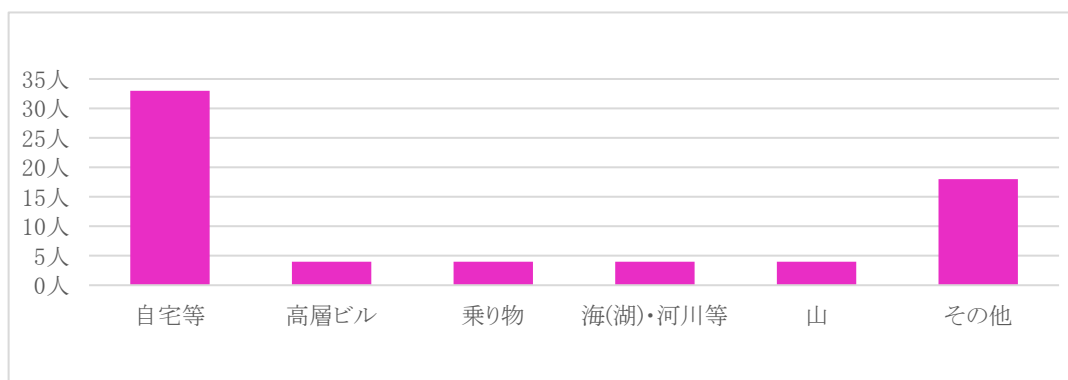
図9：原因別の自殺者数（山鹿市）平成30年～令和4年



7 自殺の場所状況

自殺の場所は、自宅等が多い状況です。

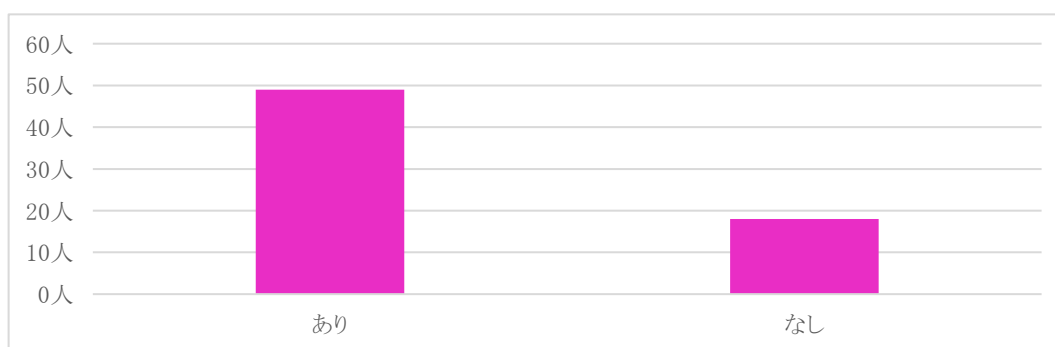
図10：場所別の自殺者数（山鹿市）平成30年～令和4年



8 自殺者の同居人の有無

自殺者の同居人の有無は、「同居人あり」が多くなっています。

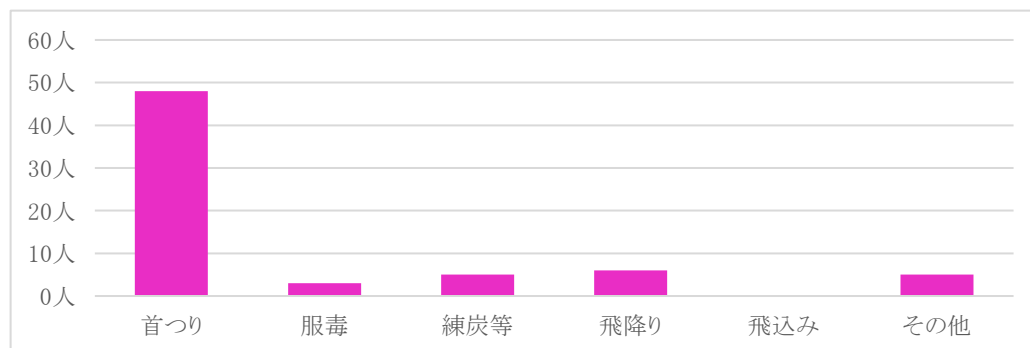
図11：自殺者の同居人の有無（山鹿市）平成30年～令和4年



9 自殺企図（手段）

企図（手段）別では、「首つり」が最も多く、次いで「飛降り」、「練炭等」となっています。

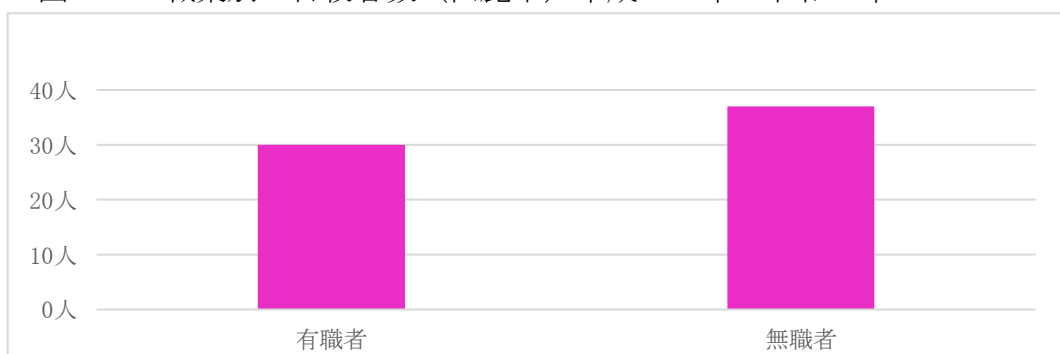
図 1 2：手段別の自殺者数（山鹿市）平成30年～令和4年



10 職業別自殺状況

職業別では、「無職者」が多い傾向です。

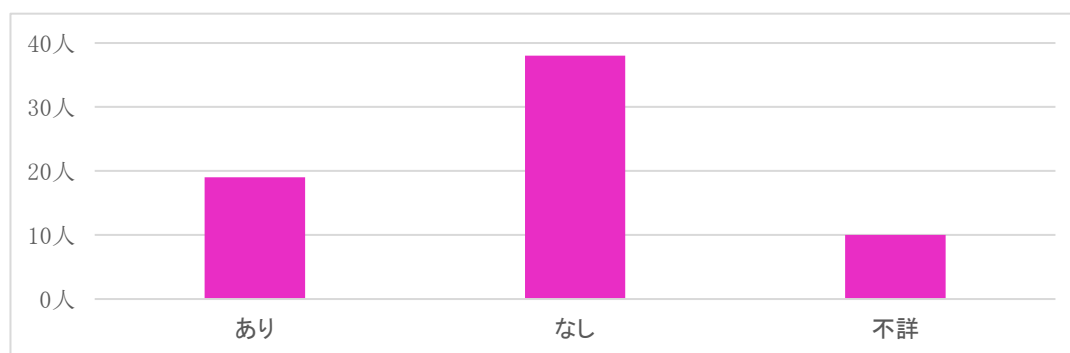
図 1 3：職業別の自殺者数（山鹿市）平成30年～令和4年



11 自殺未遂状況

自殺未遂歴のない人に自殺が多い状況です。

図 1 4：自殺者の自殺未遂歴の有無（山鹿市）平成30年～令和4年



1.2 山鹿市における自殺の特徴

いのち支える自殺対策推進センターが、地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロファイル2022」において、平成29年から令和3年までの5年間の山鹿市における自殺者数の特徴が示されました。

表5：山鹿市の主な自殺者の特徴

平成29年～令和3年自殺合計72人（男性48人、女性24人）

| 自殺者の特性上位5区分 | 自殺者数 (5年計) | 割合 | 自殺死亡率 (10万当たり) | 背景にある主な自殺の危機経路 |
|---------------------|---------------|-------|-------------------|---|
| 1位：男性60歳以上 無職同居 | 11人 | 15.3% | 53.4人 | 失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺 |
| 2位：男性40～59歳 有職同居 | 9人 | 12.5% | 41.4人 | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺 |
| 3位：女性60歳以上 無職同居 | 9人 | 12.5% | 25.2人 | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |
| 4位：男性60歳以上 有職同居 | 6人 | 8.3% | 31.2人 | ①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／ ②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺 |
| 5位：男性40～59歳 無職同居 | 4人 | 5.6% | 195.9人 | 失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状態→自殺 |

出典：地域自殺実態プロファイル2022

1.3 山鹿市における自殺の傾向

- ① 平成30年から令和4年の間において、国・熊本県の自殺死亡率を上回る状況です。（P5）
- ② 年齢別の自殺では、80歳以上が26.9%と最も高く、次いで40代、60代、70代の各年代は14.9%となっており、どの年代を通して自殺対策は必要です。（P6）
- ③ 平成28年から令和3年の間において、64歳以下死亡原因別死亡状況では、自殺が男女とも第3位となっており、年推移でみると年々増加傾向にあります。（P8）
- ④ 自殺の原因状況では、「健康問題」、場所別では「自宅等」、自殺企図（手段）では「首つり」が最も多くなっています。「同居人の有無」では、「同居人あり」、「職業別」では「無職者」が多い状況です。（P9～P10）
- ⑤ 地域自殺実態プロファイルによりますと「中高年の男性で仕事を含む生活上の悩みから自殺に至る」という傾向が見られます。（P11）

第3章 自殺対策における取組と 関連する生きる支援

1 自殺対策の方針と施策

山鹿市では自殺対策基本法及び令和4年10月に見直された自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺対策推進のための「基本理念」及び「基本方針」を定め、それに基づいて次の施策体系からなる取組を実施します。

| |
|---|
| 基本理念 |
| 誰も自殺に追い込まれることのない「いのちを支える山鹿市」の実現を目指す |
| 基本方針 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 生きることの包括的支援として自殺対策を推進 2. 関連する施策との連携を強化し、総合的な対策として取り組む 3. 社会制度、地域連携、対人支援の3つのレベルを効果的に連動 4. 自殺対策における取組の実践と啓発を両輪として推進 5. 市・地域・市民の役割を明確化し、お互いに連携・協働して取組を推進 |
| 基本施策 |
| <p>I 地域におけるネットワークの強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自殺予防対策のためのネットワーク会議の開催 2. 他の事業を通じて地域に展開されているネットワークの連携 <p>II 自殺対策を支える人材の育成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市職員・関係機関や市民等向けのゲートキーパー養成講座や研修会の開催 <p>III 市民への啓発と周知</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）における取組 2. 市民への啓発活動 3. 相談窓口の充実 <p>IV 子どもから高齢者まで（ライフステージに応じた）心の健康を支援する環境づくり</p> |
| 重点施策 |
| <p>I 各年代に応じた自殺対策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども・若者への支援 2. 妊産婦・子育て世代への支援 3. 中高年の健康不安に対する支援 4. 高齢者や介護者に対する支援 5. 高齢者の社会参加の強化と孤独・孤立の予防 <p>II 生活困窮者支援と自殺対策の連動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援 <p>III 勤務問題における自殺対策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 勤務問題における自殺リスクを低減するための取組の推進 |

2 基本施策

基本施策 I 地域におけるネットワークの強化

I - 1 自殺予防対策のためのネットワーク会議の開催

| 事業・取組 | 自殺対策の視点から見た事業概要等 | 関係課・関係団体 |
|---------------|---|----------|
| 山鹿市自殺対策推進会議 | 自殺対策を総合的に推進するため、保健、医療、福祉、教育、労働、消防等の庁内関係者で構成される「自殺対策推進会議」を開催し、庁内外のネットワークの構築を目指す。 | 健康増進課 |
| 鹿本地域精神保健福祉連絡会 | 精神保健福祉に関わる機関を構成機関とし、鹿本地域における精神保健福祉関係機関等のネットワークを強化し、精神保健福祉の普及啓発、地域住民及び精神障がい者の保健と福祉の向上を図る。また、関係機関と自殺の現状や自殺対策の取組内容及び今後の課題等について、情報共有・意見交換を行う。 | 山鹿保健所 |

I - 2 他の事業を通じて地域に展開されているネットワークの連携

| 事業・取組 | 自殺対策の視点から見た事業概要等 | 関係課・関係団体 |
|---------------------------|---|----------|
| 健康増進計画の推進 (健康づくり推進協議会) | 協議会において生活習慣病予防に視点をおいた取組を推進することで、病気が原因となる自殺を予防する。計画では「健やかで安心して暮らせる地域の実現」を目標に「こころの健康の維持・向上」を基本方針の一つとしていることから、協議会の中で市の実態及び自殺予防対策について周知することにより、協議会の各関係機関と連携した取組を推進する。 | 健康増進課 |
| 障害者支援地域協議会 | 協議会は、医療や福祉等の各種支援機関において構成されており、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する基盤となるように取り組む。 | 福祉課 |

基本施策Ⅱ 自殺対策を支える人材の育成

Ⅱ - 1 市職員・関係機関や市民等向けのゲートキーパー養成講座や研修会の開催

| 事業・取組 | 自殺対策の視点から見た事業概要等 | 関係課・関係団体 |
|---------------------------|--|----------|
| [市職員向け] 職場外研修事業 | ゲートキーパー研修などを受講し、自分自身のメンタルヘルスの状況確認を促すと共に、身近な人や市民の心身の状況を注視する視点を得ることを目標とする。加えて適切な支援機関情報を認識し、支援の連携意識を持つ。 | 山鹿市全部署 |
| [市民・関係機関向け] 自殺予防対策事業 | 市民や民生委員等を対象としたゲートキーパー養成講座を実施し、自殺の危機を示すサインに気付き、声をかけ、話を聞いて、早期発見に努め要支援者への迅速な対応を養うための「ゲートキーパー」の養成を行う。 | 健康増進課 |
| 専門職向け研修会の開催（ゲートキーパー養成講座等） | 地域の自殺対策を担う人材を育成するため、保健・医療等様々な職種を対象とした研修会を開催する（ゲートキーパー養成講座等）。 | 山鹿保健所 |
| 職員のメンタルヘルス（管理・監督職員向け）研修 | 管理監督者として部下職員のストレス等による心身の変化に気付き、適切な対応が行えるよう研修を行うことで働きやすい職場環境をつくる。 | 総務課 |
| 職員のメンタルヘルス（一般職員向け）研修 | ストレス等による心身の変化への気付きや対応についての研修を行うことで、市職員の心身面の健康の保持増進を図る。 | |

基本施策Ⅲ 市民への啓発と周知

Ⅲ - 1 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）における取組

| 事業・取組 | 自殺対策の視点から見た事業概要等 | 関係課・関係団体 |
|-------------------|--|-------------|
| 自殺対策や相談窓口の広報啓発 | 各種相談窓口情報を掲載したカードやポスター等を関係機関・団体に配布することにより、広く市民への情報提供と啓発を行う。 | 山鹿保健所、健康増進課 |
| イベントに合わせた啓発活動【新規】 | 9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、図書館などに啓発グッズを設置し啓発を行う。 | 健康増進課 |

※【新規】とは、第2期計画から新たに掲載した事業。以下同様

Ⅲ - 2 市民への啓発活動

| 事業・取組 | 自殺対策の視点から見た事業概要等 | 関係課・関係団体 |
|------------------------|---|-----------------------|
| 人権啓発事業 | 人権意識を高めるための研修会や講演会を行い、自殺問題やいじめ、命を大切にすること等を教育・啓発する。 | 人権啓発課 |
| 残された人への支援充実 | 御家族と死別し、残された遺族等の自殺リスクの低減を図る。（グリーフケア） | 山鹿市民医療センター 緩和ケア病棟 |
| 医療相談窓口の充実及び広報 | 医療相談窓口体制を更に充実させ、治療や社会制度などに対して感じている様々な疑問や不安に対して、初期の段階から社会福祉士等が介入して患者の心のケアに努める。また、ホームページや市民公開講座等を通じて積極的に医療相談窓口の周知を図る。 | 山鹿市民医療センター 地域医療連携室 |
| 理解促進啓発事業 | 障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を充実させることにより、地域における自殺リスクの低減を図る。 | 福祉課 |
| 自殺防止のためのSNSを活用した取組【新規】 | 対面や電話でのコミュニケーションが苦手な人を相談につなげるためLINEを活用した相談窓口を開設する。 | 健康増進課 |

Ⅲ - 3 相談窓口の充実

| 事業・取組 | 自殺対策の視点から見た事業概要等 | 関係課・関係団体 |
|--------------------------|--|----------|
| 重層的支援体制整備事業【新規】 | こころの不調や日常生活の困り事など総合的に相談を受け、窓口を設置し、相談者の複雑多様化した課題を整理し、関係機関と連携し健やかに安心した生活ができるよう支援することにより、自殺リスクの低減を図る。 | 福祉課 |
| こころの健康相談【新規】 | 本人や家族の心の悩みや不安などに対し、精神科嘱託医や保健師が相談対応を行う。また、自殺のリスクの発見や早期支援を行い、必要に応じて医療機関へつなぐ支援を行う。 | 山鹿保健所 |
| 行政協力員活動 | 区域住民に対する相談に当たることにより、必要に応じて相談窓口につなげる。 | 地域生活課 |
| 高齢者への総合相談支援事業 | 住民の高齢者に関する各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的な支援を行うことにより、自殺リスクの低減を図る。 | 長寿支援課 |
| 健康相談等の各種相談事業 | 育児ストレスや健康不安を抱える住民に対して相談を受け付け、自殺リスクの発見と対応に努め、必要に応じ関係機関と連携し支援を行う。 | 健康増進課 |
| 子ども総合相談窓口事業 | 子どもの健やかな成長と家庭教育の向上を図るため、子ども総合相談窓口を設置し、専門的な知識及び経験を有する相談員が子育てに関するあらゆる相談に対応し、相談内容に応じて関係機関と連携を行う。 | 子ども課 |
| 公害・環境関係の苦情相談 | 住民からの悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルや苦情、相談を受け付け、その背景に精神的失調等による影響が考えられる場合は、速やかに関係機関と連携を図る。 | 環境課 |
| 消費生活相談窓口 (消費生活センター事業) | 消費生活に関する相談のうち、多重債務の問題を抱える人は、自殺の可能性が高いとされるため、自殺リスクの発見と対応に努め、必要に応じ関係機関と連携し支援を行う。 | 商工課 |
| 障がい者相談支援事業 | 障がいを抱えて地域で生活している人は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もあるため、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気付き役、つなぎ役としての役割を担う。 | 福祉課 |

| | | |
|------------------------|---|-------|
| 障がい者虐待に関する相談窓口の設置 | 虐待により、本人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、自殺の発生リスクの低減を図る。 | 福祉課 |
| 自殺防止のためのSNSを活用した取組【新規】 | 【P 1 5 掲載】 | 健康増進課 |
| 納税相談 | 市税等の滞納者に対して、分納など市民の担税能力に応じた納税相談を随時行うことで、納税相談の過程で、生活苦から自殺を考えているような状況に気付いた場合は、関係窓口へ連携を図る。 | 税務課 |

基本施策Ⅳ

子どもから高齢者まで（ライフステージに応じた）心の健康を支援する環境づくり

| 事業・取組 | 自殺対策の視点から見た事業概要等 | 関係課・関係団体 |
|----------------------|--|----------|
| 母子保健事業 | 産後は育児への不安等から、うつリスクを抱える危険があるため、妊娠・出産直後の早期の段階から保健師等が関与し、関係機関と連携しながら必要な助言や指導を行う。（母子健康手帳交付、妊産婦訪問・相談、産後ケア事業等） | 健康増進課 |
| 子ども総合相談窓口事業 | 【P 1 6 掲載】 | 子ども課 |
| きめ細やかな教育支援事業 | スクールソーシャルワーカーを配置し様々な課題を抱えた児童生徒自身及びその保護者への支援を行う。 | 学校教育課 |
| 自殺リスクを抱えた人への訪問等による支援 | 来所、電話等による相談の中で、自殺リスクに関わる問題を抱えているケースに対し、関係機関と連携しながら早期介入し、支援を行う。 | 健康増進課 |
| こころの健康相談【新規】 | 【P 1 6 掲載】 | 山鹿保健所 |

| | | |
|------------------------|---|-------------------|
| 重層的支援体制整備事業【新規】 | 【P 1 6 掲載】 | 福祉課 |
| 障がい者相談支援事業 | 【P 1 6 掲載】 | 福祉課 |
| 高齢者への総合相談支援事業 | 【P 1 6 掲載】 | 長寿支援課 |
| 民生委員・児童委員による地域巡回 | 地域巡回を行う中で、生活状況の把握及び社会的孤立者の把握と発見に努め、要支援者への迅速な対応を行う。 | 山鹿市民生委員・児童委員連絡協議会 |
| 地域におけるゲートキーパー養成研修講師の派遣 | 地域の自殺対策を支える人材であるゲートキーパーを養成するため研修講師の派遣を行う。 | 山鹿回生病院 |
| 精神保健福祉相談への医師派遣 | 自殺のリスクを抱えた精神障がい者やその家族の心のよりどころとなる精神保健福祉相談への医師派遣を行い、支援体制の充実を図る。 | |

3 重点施策

山鹿市では、平成29年度から令和3年度までの5年間に自殺によって72人が亡くなっており、そのうち37人が60歳以上ですが、中高年や若者にも自殺者が一定の割合で発生しています。

また、令和4年10月に新たに見直された「自殺総合対策大綱」の、重点施策に「子ども・若者の自殺対策の更なる強化」及び「女性に対する支援強化」が加えられており、さらに、いのち支える自殺対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル2022」において、山鹿市は「中高年の男性で仕事を含む生活上の悩みから自殺に至る」という特徴が示されています。（P11参照）

これらのことから、「各年代に応じた自殺対策の推進」「生活困窮者支援と自殺対策の連動」「勤務問題による自殺対策の推進」を今後の重点施策と定め取組を進めていきます。

重点施策 I 各年代に応じた自殺対策の推進

I - 1 子ども・若者への支援

| 事業・取組 | 自殺対策の視点から見た事業概要等 | 関係課・関係団体 |
|-----------------|---|--------------------|
| いじめ防止対策事業 | 山鹿市や各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。 | 学校教育課 |
| スクールソーシャルワーカー配置 | 社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、いじめ・不登校・虐待等のさまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への早期対応を図る。 | |
| 不登校児童生徒等対策支援 | 不登校児童生徒を対象にした教育支援センターを設置し、不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施を行うためにサポートティーチャーを配置するとともに、不登校傾向の児童生徒も含め、それぞれに応じたきめ細やかな支援を行う。 | |
| 性教育の実施 | 学生を対象とした性教育を実施し、生命尊重をテーマに、生命の誕生に関する知識やその尊さを伝えることで、学生の生命観を養う。 | 山鹿市民医療センター 5階病棟 |
| 健康相談等の各種相談事業 | 【P16掲載】 | 健康増進課 |

| | | |
|-------------------------|--|----------------|
| 高校におけるデートDVに関する人権教室【新規】 | DVやデートDVによる自殺リスクを防ぐため、高校生に対し人権擁護員による「人権教室」を実施する。 | 人権啓発課男女共同参画推進室 |
| 男女共同参画実施事業（DVカード設置） | DVにより自殺リスクの高まる当事者向けに相談窓口の案内カードを市内各施設に設置する。 | |
| 防火講話 | 子ども、若者の自殺者数減少への取組として、学校及びPTA主催の自衛消防訓練や救急法指導時に、命の尊さについて講話を実施する。 | 消防本部警防通信指令課 |

I - 2 妊産婦・子育て世代への支援

| 事業・取組 | 自殺対策の視点から見た事業概要等 | 関係課・関係団体 |
|----------------------------|---|----------------|
| 母子保健事業 | 【P17掲載】 | 健康増進課 |
| 妊産婦への支援の充実 | 市の関係各課と連携し、妊娠中から出産後の母親等に対する心身のケアや育児のサポートを行い、自殺リスクの高い人の早期発見と対応に努める。 | 山鹿市民医療センター5階病棟 |
| ファミリーサポートセンター事業（市委託事業）【新規】 | 育児のお手伝いをして欲しい人（依頼会員）、育児のお手伝いをしたい人（協力会員）がお互いに助けたり助けられたりする相互援助活動を実施することにより、育児不安、ストレスから生じるうつ病等のリスク軽減を図る。 | 山鹿市社会福祉協議会 |
| 子育てサポーター派遣事業【新規】 | 家事や育児が困難な家庭を支援者（サポーター）が訪問して身の回りの世話や育児の援助及び相談助言を行うことにより、子育て支援と児童の健全な育成を図る。 | 山鹿市社会福祉協議会 |
| 健康相談等の各種相談事業 | 【P16掲載】 | 健康増進課 |

I - 3 中高年の健康不安に対する支援

| 事業・取組 | 自殺対策の視点から見た事業概要等 | 関係課・関係団体 |
|---------------------|--|----------|
| 健康相談等の各種相談事業 | 【P 1 6 掲載】 | 健康増進課 |
| 健康教育に関する普及啓発事業 | 健康づくりの出前講座の中で「心の健康づくり」をテーマに取り上げることで住民への相談窓口の周知、啓発の機会とする。 | |
| がん検診の推進 | 各種がん検診を実施することで早期発見につなげ、病気が原因となる自殺を予防する。 | |
| 生活習慣病の重症化予防のための訪問事業 | 糖尿病などの生活習慣病の重症化を予防するため、家庭訪問による相談支援を行い、健康不安による自殺リスクの可能性が考えられる場合は、速やかに関係機関につなげるなど対応の強化を図る。 | |

I - 4 高齢者や介護者に対する支援

| 事業・取組 | 自殺対策の視点から見た事業概要等 | 関係課・関係団体 |
|---------------|--|----------|
| 高齢者への総合相談支援事業 | 【P 1 6 掲載】 | 長寿支援課 |
| 権利擁護事業 | 認知症等により判断能力が低下した高齢者や虐待による権利の侵害を受けている高齢者等の困難事例への対応及び、成年後見制度の周知・支援などの業務を行う中で、自殺リスクの可能性が考えられる場合は、その支援を行うとともに、関係機関につなげる。 | |
| 介護相談 | 高齢者やその家族等の相談に対応することで将来不安や介護疲れ等の心的負担を軽減したり、家族や本人が抱える問題を察知し、支援につなげることでうつ病や自殺等を予防する。 | |

I - 5 高齢者の社会参加の強化と孤独・孤立の予防

| 事業・取組 | 自殺対策の視点から見た事業概要等 | 関係課・関係団体 |
|------------------|---|----------|
| ふれあいサロン活動の支援 | 高齢者が身近に通える場で、サロン活動により生きがいと健康づくりに取り組むことで高齢者自身の孤立防止や自殺リスクの解消につなげる。 | 長寿支援課 |
| やまがサポーターの養成・活動支援 | 介護予防や認知症に関する知識を持ち、高齢者を支える地域づくりの人材となるボランティアの養成・活動支援のための事業を実施する。サポーター活動を通じ、高齢者の孤立防止や自殺のリスクの早期発見に寄与する。 | |
| シルバー人材センター活動の支援 | 高齢者が自分の知識や経験を生かせる就労や社会参加の機会を確保することで高齢者の生きがいづくりにつなげ、うつ病や自殺等の防止につなげる。 | |
| 老人クラブ活動の支援 | 高齢者向けクラブ（地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体）への活動費の助成を行うことにより、高齢者の多様な社会参加の機会を確保し、かつ、生きがいと健康づくりを支援することで高齢者の孤立防止や自殺のリスクを防止する。 | |

重点施策Ⅱ 生活困窮者支援と自殺対策の連動

Ⅱ - 1 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

| 事業・取組 | 自殺対策の視点の視点から見た事業概要等 | 関係課・関係団体 |
|-----------------|---|----------|
| 総合案内及び市民課窓口対応業務 | 総合案内や市民課窓口対応者がゲートキーパー養成講座の受講により、来庁者へきめ細やかな対応や気付き役としての視点を持つことで、関係各課へ速やかな連携を図る。 | 市民課 |
| 納税相談 | 【P17掲載】 | 税務課 |

| | | |
|--------------------------------|---|------------|
| 消費生活相談窓口 (消費生活センター 事業) | 【P16掲載】 | 商工課 |
| 土木管理施設に関する事務 | ホームレス等の生活困窮者の自殺を予防するため、国・県・市所管の橋梁の下に居住するホームレスを発見した場合、通報を行う。 | 建設課 |
| 市営住宅に関する事務 | 入居申込み、使用料の納付等に関する窓口対応や訪問徴収に当たり、諸問題により生活困窮と思われる世帯に対し、相談窓口のリーフレットを配布して支援策の周知を行うとともに、各関係機関と連携し、生活環境の改善を後押しする。 | 都市整備課住宅政策室 |
| 水道料金等徴収事務 | 水道料金等徴収事務委託業者の徴収員等にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことにより、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、徴収員が必要に応じて他機関へつなぐ。また、滞納相談対応の際にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図る。 | 水道課、下水道課 |
| 母子家庭等自立支援給付金事業 | 自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金等・高卒認定試験受講修了時等給付金などの申請を通じ、自殺のリスクを抱えた人の把握に努め、支援へとつなぐ。 | 子ども課 |
| 生活保護各種扶助事務 | 家庭訪問により被保護者の精神状態の悪化をいち早く把握し適切な関係機関につなぐ。 | 福祉課 |
| 生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金、家計改善支援事業 | 生活困窮者は自殺のリスクが高まることが少なくないため、自殺のリスクを抱えた人の把握に努め、必要な支援を行う。 | |
| 国民年金の申請や請求にかかる相談 | 離職や経済的困窮のため国民年金保険料の納付が困難となっている人に納付免除の申請を促すことで心的不安の軽減を図る。また年齢到達や障害年金の受給についての相談や請求手続についての相談により心的不安の軽減につなげる。 | 国保年金課 |

| | | |
|--|--|-------------------|
| 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料軽減の制度及び国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金免除制度の案内 | 倒産や解雇等による離職の場合の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減制度の案内、罹災等による医療費の一部負担金免除制度の案内をすることにより、心的不安の軽減を図る。 | 国保年金課 |
| 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の限度額適用認定証の案内 | 限度額適用認定証の申請案内や支給申請方法の説明をすることで、経済的不安や心的不安の軽減を図る。 | |
| 心配ごと相談事業 | 社会福祉協議会の各支所において住民の一般・司法・法律相談に応じることにより、自殺のリスクを抱えた人の把握に努め、必要な支援へつなぐ。 | 山鹿市社会福祉協議会 |
| 成年後見事業 | 認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方々に対し、法人後見としての受任に基づく財産管理や身上監護の支援を行う。 | |
| 地域福祉権利擁護事業（熊本県社協委託事業） | 認知症、知的障がい、精神障がい等判断能力が不十分な方々に対し、契約に基づく福祉サービスの利用や日常の金銭管理等の支援を行う。 | |
| フードバンク事業【新規】 | 生活困窮の人や生活保護申請中の人等、緊急性を要する人に対し食料を無償で配布することで暮らしの立て直しの一助とする。 | |
| 民生委員・児童委員による地域巡回 | 【P 1 8 掲載】 | 山鹿市民生委員・児童委員連絡協議会 |
| 救急搬送事後検証会 | 救急搬送症例の中には自殺未遂のケースもあるので、検証及び職員へのフィードバックを行うことにより、自殺未遂の実態を学ぶとともに初動体制と救命率の向上を図る。 | 消防本部警防通信指令課 |

重点施策Ⅲ 勤務問題における自殺対策の推進

Ⅲ - 1 勤務問題における自殺リスクを低減するための取組の推進

| 事業・取組 | 自殺対策の視点から見た事業概要等 | 関係課・関係団体 |
|---------------------------|--|-----------------|
| 職員のメンタルヘルス | 【P 14 掲載】 | 総務課 |
| 職員の健康管理事務 | <p>ストレスチェックや健康診断を通して、職員の心身面の状態を把握し、メンタルダウンの未然防止を行う。また、長時間勤務の是正や健康診断後の事後指導を実施し職員の心身健康を保持することにより自殺リスクの軽減を図る。</p> | |
| 出張保健室事業【新規】 | <p>毎月、職員を対象に外部の産業保健師による出張保健室を開設。毎月行うことで、早期に心身の不安、不調の解消が図られるとともに、自殺のリスク軽減につながる。また、外部の産業保健師であるため、内部の職員に相談しづらいセクハラ、パワハラなどについての相談窓口ともなるので、勤労問題に関わる自殺対策となる。</p> | |
| 労働問題による自殺への対策 | <p>長時間労働やハラスメントといった労働問題による自殺への対策を実施する。</p> <p>業務改善による職員の負担軽減及び長時間労働の是正並びにハラスメント相談体制の確立により、労働問題の解決を図ることで、「支援者への支援」につなげる。</p> | 山鹿市民医療センター経営管理課 |
| 勤務問題に関する関係機関への情報提供及び取組の推進 | <p>各職域において健康を重要な資源として、各種検診やメンタルヘルス対策等、健康で仕事に取り組める環境づくりを推進する。</p> | 健康増進課 |

| | | |
|-----------------|---|---------|
| 職場のメンタルヘルス対策の推進 | <p>職員のストレスチェックを行い、働きやすい環境づくりに取り組む。</p> | 山鹿商工会議所 |
| | <p>熊本県商工会連合会開設のメンタルヘルス相談窓口を商工会職員に周知するとともに、人事面談（年3回実施）を行い、商工会職員の心身の状態を把握し、早期対応を心がける。</p> | 山鹿市商工会 |
| | <p>医師、保健師等による検査（ストレスチェック）や必要時面接を実施することにより、労働者の心理的負担を把握するとともに、適切な職場環境づくりに努める。</p> | 各事業所 |

第4章 自殺対策の推進体制

山鹿市における自殺対策の推進体制は、次の会議により成り立っています。

なお、本計画における基本施策、重点施策については、自殺対策庁内連携会議を中心としたPDCAサイクルによる年度単位の評価を実施し、併せて鹿本地域精神保健福祉連絡会の意見を取り入れることで目標の達成に向けて着実な推進を図ります。

(1) 山鹿市自殺対策推進会議

副市長が会長を、教育長が副会長を務める意思決定機関です。市の各分野の部署が連携し、全庁的に総合的かつ効果的な対策を推進するため、各部長、教育委員会事務局教育部長、市民医療センター事務部長及び消防長で構成されています。推進会議では、市として取り組むべき自殺対策事業の選定及び事業の推進に関する協議・決定を行います。

(2) 自殺対策庁内連携会議

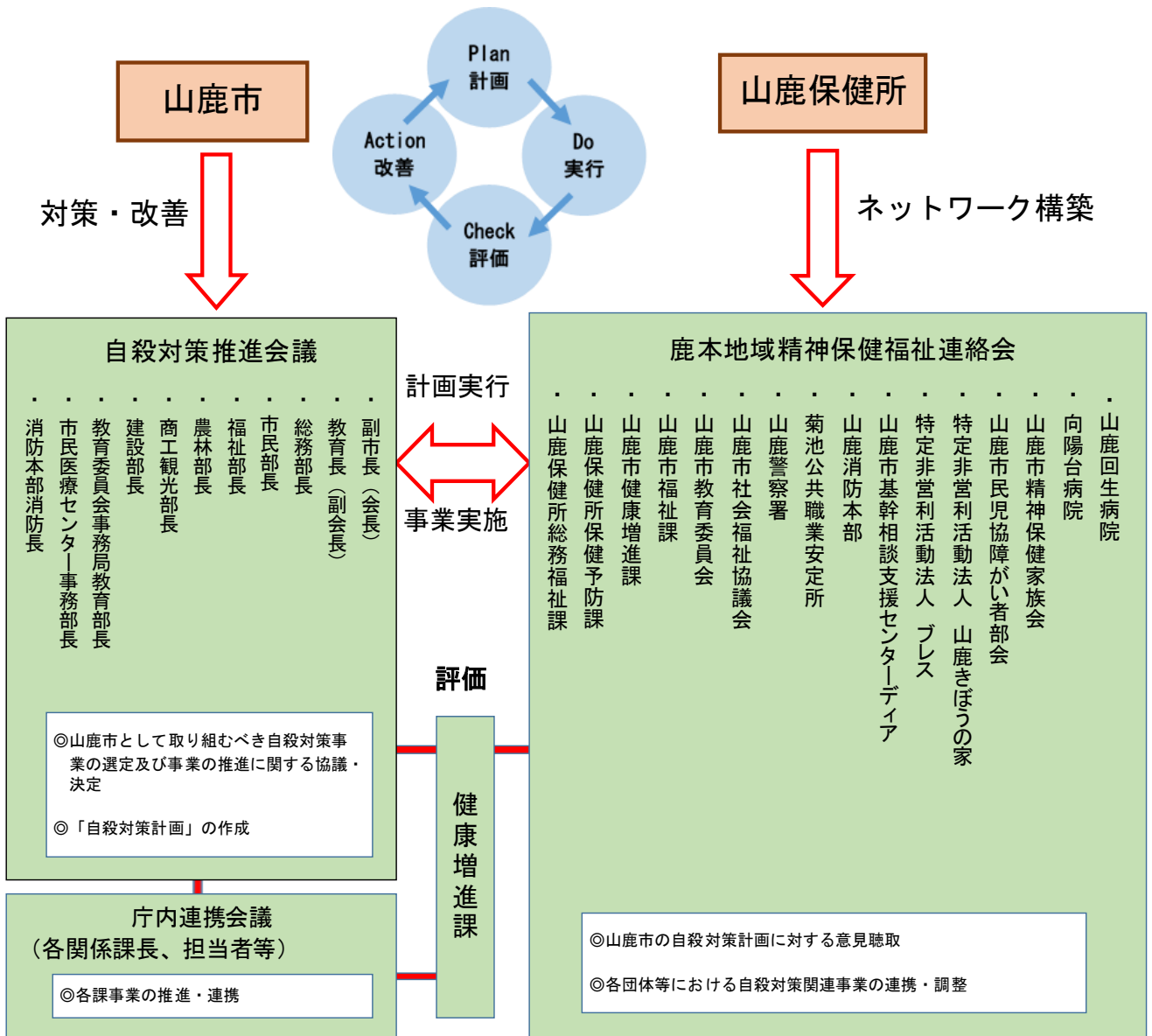
「自殺対策推進会議」の下に位置付けられています。「自殺対策推進会議」における決定事項を共有し、速やかに現場の取組に反映させていくための組織であり、市役所内の各分野の部署が連携し、全庁的に総合的かつ効果的な対策を推進するため、各部（教育委員会事務局教育部、市民医療センター事務部及び消防本部を含む。）の関係課長及び各担当者を構成員としています。

(その他) 鹿本地域精神保健福祉連絡会

山鹿保健所において、鹿本地域における精神保健福祉関係機関等のネットワークを強化し、精神保健福祉の普及啓発、地域住民及び精神障がい者の保健と福祉の向上を図ることを目的として鹿本地域精神保健福祉連絡会が設置されています。

この連絡会の中で本計画についても関係機関等と各施策の共有を行います。

山鹿市自殺対策事業の推進体制



第5章 計画の目標指標

第2期山鹿市いのちを支える自殺対策計画の達成度をより分かりやすくするために、次のように目標値を設定します。今後、この目標値の達成に努め、達成率を確認していきます。

| | 施策 | 目標指標 | 現 状 (令和4年度) ※印は令和5年度 | 目 標 (令和10年度) | |
|---------|-----|---|---|---|--------------------------------|
| 基本 策 | I | 地域における ネットワーク の強化 | 鹿本地域精神保健福祉連絡 会参加団体数 | 15団体 | 参加団体の増加 |
| | II | 自殺対策を支 える人材の育 成 | ゲートキーパー養成講座を 受講した者の所属課の割合 | ※30% | 毎年度受講率 100% |
| | | | ゲートキーパー養成講座を 受講した市民の参加者数 | ※16人 | 市民の受講者数 の増加(累計延 べ150人以上) |
| | III | 住民への啓発 と周知 | ゲートキーパー養成講座の 受講者アンケート ①「理解できた」 ②「だいたい理解できた」 と回答した割合 | ※ ①33% ②67% | 「理解できた」 と回答した割合 100% |
| | | | 人権啓発課が企画した講演 会や研修会の受講者アンケ ート ①「満足」 ②「ほぼ満足」 と回答した割合 | ※ ①66% ②31% | 「満足」と回答 した割合 100% |
| | IV | 子どもから高 齢者まで(ラ イフステージ に応じた)心 の健康を支援 する環境づく り | 市民アンケートによる意識 調査 ①「悩みを相談する相手 がない」 ②「頼りにする人がいな い」 と回答した割合 | 「山鹿市地域福祉 計画」策定に関す るアンケート調査 等集計 ①5.8% ②3.7% | 減少 |

| | | 施策 | 目標指標 | 現 状 (令和4年度) ※印は令和5年度 | 目 標 (令和10年度) |
|----------|-----|-------------------------|---|----------------------------|-------------------------|
| 重点 施策 | I | 各年代に応じた 自殺対策の推進 | 妊産婦への支援 (産後うつのハイリスク者 数) | 19人 | 事業継続 (ハイリスク者 の減少) |
| | | | こども・若者への支援 (LINE相談延べ人数) | 96人 | 増加 |
| | | | こころの健康づくり 山鹿市国保特定健診問診票 「睡眠で休養が十分とれて いる」と回答した割合 | 58.3% | 60%以上 |
| | | | 中高年の健康相談人数 | 124人 | 事業継続 |
| | | | 精神保健相談人数 | 46人 | |
| | | | 高齢者の総合相談件数 | 2,436件 | 事業継続 |
| | II | 生活困窮者支 援と自殺対策 の連動 | 生活困窮者支援事業相談件 数 | 205件 | 事業継続 |
| | III | 勤務問題にお ける自殺対策 の推進 | 山鹿市職員のメンタルヘル ス研修受講者数 | 37人 | 対象者全員の受 講 |
| | | | 山鹿市職員のストレスチェ ック受検率 | ※92.2% | 受検率100% |

<資料編>

1. 山鹿市自殺対策推進会議規程…………… P 3 2
2. 山鹿市自殺対策推進会議構成員名簿…………… P 3 3
3. 鹿本地域精神保健福祉連絡会設置要項…………… P 3 4
4. 山鹿市自殺対策計画策定の経過…………… P 3 6

山鹿市自殺対策推進会議規程

(設置)

第1条 本市における総合的な自殺対策を円滑に推進するため、山鹿市自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市における総合的な自殺対策の推進に関すること。
- (2) 山鹿市自殺対策計画の策定及び推進に係る関係部局の連携調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関する必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び構成員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充て、副会長は、教育長をもって充てる。
- 3 構成員は、各部長、教育委員会事務局教育部長、市民医療センター事務部長及び消防長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(自殺対策庁内連携会議)

第6条 所掌事務について調査検討させるため、自殺対策庁内連携会議（以下「連携会議」という。）を置く。

- 2 連携会議は、各部（教育委員会事務局教育部、市民医療センター事務部及び消防本部を含む。）の関係課長及び担当者等をもって充てる。
- 3 連携会議は、必要に応じて福祉部健康増進課長が招集する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月25日から施行する。

令和5年度 山鹿市自殺対策推進会議 名簿

令和5年8月24日

| | 役 職 | 氏 名 | 職 名 | 備 考 |
|----|-----|--------|--------------|-----|
| 1 | 会長 | 阿蘇品 貴司 | 副市長 | |
| 2 | 副会長 | 堀田 浩一郎 | 教育長 | |
| 3 | 構成員 | 大林 秀樹 | 総務部長 | |
| 4 | 構成員 | 池田 淳志 | 市民部長 | |
| 5 | 構成員 | 山崎 寿雄 | 福祉部長 | |
| 6 | 構成員 | 石井 耕一郎 | 農林部長 | |
| 7 | 構成員 | 白石 浩二 | 商工観光部長 | |
| 8 | 構成員 | 松尾 正都 | 建設部長 | |
| 9 | 構成員 | 中尾 雄二 | 教育委員会事務局教育部長 | |
| 10 | 構成員 | 木村 隆男 | 市民医療センター事務部長 | |
| 11 | 構成員 | 有尾 壽朗 | 消防本部消防長 | |

鹿本地域精神保健福祉連絡会設置要項

(趣旨)

第1条 鹿本地域における精神保健福祉関係機関等のネットワークを強化し、精神保健福祉の普及啓発、地域住民及び精神障がい者の保健と福祉の向上を図ることを目的として 鹿本地域精神保健福祉連絡会（以下「連絡会」という）を設置する。

(事業内容)

第2条 連絡会は以下の事業を行う。

- (1) 検討会（事例検討等）
- (2) 講演会
- (3) 啓発普及活動（情報紙の編集等）
- (4) 精神障がい者の社会復帰促進に関すること
- (5) 連絡会議の開催
- (6) 地域移行支援事業に関すること
- (7) 自殺対策に関すること
- (8) その他目的に適合すること

(組織)

第3条 連絡会は、別表に掲げる団体等の代表者等を委員として構成する。なお、必要に応じて構成員を加えることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は保健所長とし、副会長は委員の互選による。

(会議)

第5条 連絡会は、会長が招集を行う。

(運営委員会)

第6条 連絡会には運営委員会を置き、この会の円滑な運営をはかる。

(庶務)

第7条 連絡会の事務局は、山鹿保健所に置く。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、別に定める。

(附則) この要項は平成9年9月1日から施行する。

(附則) この要項は平成11年6月9日から施行する。

(附則) この要項は平成20年4月18日から施行する。

(附則) この要項は平成22年8月10日から施行する。

(附則) この要項は平成27年8月10日から施行する。

(附則) この要項は平成30年6月8日から施行する。

別表

精神科医療機関

当事者（運営委員会のみ）

精神障がい者家族会

精神保健福祉ボランティア

民生児童委員協議会

地域活動支援センター

消防署

公共職業安定所

警察署

就労移行支援事業所

就労継続支援事業所

社会福祉協議会

市（福祉課、健康増進課等）

市教育委員会

保健福祉環境部総務福祉課

保健所

第2期山鹿市いのちを支える自殺対策計画策定の経過

| 年 月 日 | 実 施 内 容 |
|-----------|---|
| 令和5年8月24日 | 令和5年度 第1回山鹿市自殺対策推進会議 (1) 第1期山鹿市いのちを支える自殺対策計画の評価 (2) 第2期山鹿市いのちを支える自殺対策計画の策定 |
| 令和5年9月27日 | 令和5年度 自殺対策計画策定担当者会議 (1) 第1期山鹿市いのちを支える自殺対策計画の評価 (2) 第2期山鹿市いのちを支える自殺対策計画の策定 (3) 各課の事業取組について |
| 令和6年1月15日 | 令和5年度 第2回山鹿市自殺対策推進会議 (1) 第2期山鹿市いのちを支える自殺対策計画(素案)について検討 |
| 令和6年1月18日 | 令和5年度 鹿本地域精神保健福祉連絡会 (1) 管内の精神保健福祉及び自殺の現状について (2) 令和元年度～令和4年度の活動報告について (3) 今年度の活動報告及び次年度の体制について (4) 精神保健に係る県計画、第2期山鹿市いのちを支える自殺対策計画(素案)について |
| 令和6年2月上旬 | パブリック・コメントの募集 |
| 令和6年2月中旬 | 令和5年度 第3回 山鹿市健康づくり推進協議会 (1) 第2期山鹿市いのちを支える自殺対策計画(素案)について概要説明 |
| 令和6年3月下旬 | 第2期山鹿市いのちを支える自殺対策計画の完成 |

第2期山鹿市いのちを支える自殺対策計画

令和6年度～令和11年度

(2024年度～2029年度)

発行 山鹿市

編集 山鹿市 福祉部 健康増進課

〒861-0531

熊本県山鹿市中578番地

山鹿市山鹿健康福祉センター

電話 0968-43-0050

発行日 令和6年4月